

答申第27号（情報公開）

令和7年度諮問第1号

件名：本会議において議題とされる前の請願書の不開示決定に関する件

答 申

1 当委員会の結論

愛知県議会（以下「実施機関」という。）が、令和7年9月定例議会本会議において議題とされる前の請願書（以下「本件行政文書」という。）を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号。以下「条例」という。）に基づき令和7年8月29日付け及び同年9月17日付けで行った開示請求に対し、実施機関が同年9月29日付け及び同月30日付けで行った2件の不開示決定処分（以下「原処分」という。）の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は次のとおりである。

本件行政文書に記録された情報は、公にしても、関係者が議員に対して過度に働きかけるなど、議会の公正かつ円滑な審査に影響を及ぼし、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがない。

イ 口頭意見陳述における主張

審査請求人の口頭意見陳述における主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

陳情や請願は、議員に対して過度な働きかけを行うものである。公平かつ円滑な審査に影響を及ぼすなどと言うなら、陳情や請願は提出できない。影響を及ぼすために出している。

また、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるにあるが、このようなことは、陳情や請願の世界では当たり前である。

3 本件審査請求における審理手続の併合について

審査請求人は、実施機関が行った2件の不開示決定に対し、それぞれ審査請

求を提起しているが、これらの審査請求は、趣旨及び理由が同一のものであることから、実施機関は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する同法第 39 条の規定により、当該 2 件の審理手続を併合することとした。

4 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、次のとおりである。

(1) 請願について

ア 請願制度の概要

請願は、日本国憲法第 16 条に基づき、請願法（昭和 22 年法律第 13 号）第 2 条、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 124 条及び愛知県議会会議規則（昭和 31 年 9 月定例議会議決。以下「会議規則」という。）第 86 条から第 90 条までにより、その提出方法や記載事項が定められている制度である。

請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印しなければならない。また、請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印する必要がある。

イ 請願の議事手続

愛知県議会では、請願書の提出期限を議会運営委員会で定めており、通常は本会議代表質問日の正午とされている。この期限までに提出された複数の請願書については、会議規則第 87 条に基づき、議長が一括して取りまとめ、受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載した請願文書表を作成する。その後、定例議会期間中の本会議において請願が議題とされ、請願文書表が議員に配付された上で、所管委員会に付託される。

ウ 請願における紹介（署名）議員等の調整

請願は、住民の意見を議会に反映させるための重要な制度であり、議員はその内容を精査した上で、紹介（署名）の可否及び賛否の判断を行う。提出期限までは紹介議員の追加や請願書の内容修正が可能であり、本会議で議題となり公開されるまでは紹介議員の取消し、取下げも認められている。

このように、愛知県議会における請願に係る手続は、提出後も一定の柔軟性を有し、議題となるまでの間に、紹介議員や請願内容の調整が可能な仕組みとなっている。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、令和 7 年 9 月定例議会開会前に提出された請願書であり、

令和7年10月1日開催の本会議において初めて議題とされたものである。

したがって、原処分決定時点においては、議題となる前の段階であり、公にすることにより意思決定に不当な影響を与えるおそれがある情報として、条例第7条第5号に基づき本件行政文書全体を不開示としたものである。

なお、審査請求人からは、同年10月1日付けで同様の文書に対する開示請求が別途提出されており、同日開催の本会議において請願が議題となったことを踏まえ、原処分に係る行政文書について、同月15日付けで個人情報を除いた一部開示決定を行っている。

(3) 条例第7条第5号該当性について

ア 条例の趣旨

条例第7条第5号は、県の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報、すなわち意思決定過程にある情報の開示により、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合に、不開示を認める規定である。

イ 請願に係る意思決定過程の位置付け

前述(1)イで述べた議事手続を踏まえると、請願手続は、①請願が提出された後、本会議で議題となる前までの非公開の調整段階と、②議題となつた後、本会議及び所管委員会において公開の下で審議・採決が行われる審議段階に区分される。

このうち、調整段階は、紹介議員の確保、請願書の内容修正、取下げ等が非公開の環境で行われる期間であり、議員が紹介の可否や賛否を判断するための重要な過程である。この段階では、議員が公平かつ冷静に情報を得て判断できる環境を確保する必要があることから、条例第7条第5号が対象とする意思決定過程に該当する。

ウ 議題となる前に開示した場合の意思決定への影響

請願には議員の紹介（署名）が必要であることから、議題となる前に開示した場合、第三者による紹介強要や紹介取消しの強要、さらには請願者への請願取下げ圧力が生じる可能性は否定できない。これらの行為は、請願書提出の自由と自発性を損ない、議会の意思決定過程に不当な影響を与えるおそれがある。

また、こうした外部からの不当な干渉は、意思決定の中立性を損なうのみならず、「請願の提出は平穏になされなければならない」として、威迫的手段による請願書提出を明確に否定した会議規則第86条第3項に反する事態をも招きかねない。

さらに、こうした議会運営の秩序を乱す行為に対しては、地方自治法第104条に基づき、議長が議会運営の公平性と中立性を確保し、議員が自由

かつ平穏に意思決定を行える環境を整える責務を負っている。

以上の観点から、議題となる前の段階、すなわち紹介議員の確保や請願を議題とするための調整が行われている期間においては、議員の判断の自由と請願者の意思の尊重が特に重要となる。この段階で請願書を開示することは、条例が保護する法益である適正な意思決定手続の確保と相反するものである。

エ 請願書の公開時期と情報公開制度との整合性

請願書については恒久的に非公開とするものではなく、本会議で議題となった後には、速やかに公開しており、情報公開制度の趣旨にも十分配慮している。議題となった後は、請願が所管委員会に付託され審議が行われるため、住民が議員を通じて意見を表明する機会も確保されている。

したがって、原処分は、審査請求人の利益を不当に制限するものではなく、議会の透明性と審議活動の公正性を両立させる観点からも、本会議で議題となった後に開示することが、最も合理的で妥当な対応である。

以上のことから、議題となる前の本件行政文書は、原処分時点において、条例第7条第5号に該当することから、原処分には違法性又は不当な点は認められない。

5 当委員会の判断

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、令和7年8月25日及び同年9月17日に愛知県議会に提出された請願書であり、これらは、令和7年9月定例議会開会前に提出されたもので、令和7年10月1日開催の本会議において初めて議題となり、公開されたものである。

実施機関は、本件行政文書の全部を条例第7条第5号に該当するとして不開示としていることから、同号該当性について以下検討する。

(2) 条例第7条第5号該当性について

ア 請願が本会議で議題となるまでを意思決定過程としている理由及び議題となる前に開示した場合の意思決定への影響について、当委員会が聴取した実施機関の説明は次のとおりである。

請願手続は、非公開で調整が行われる調整段階と、公開の場で審議・採決する審議段階の二つに区分される。

このうち調整段階である本会議で議題となる前までの期間では、紹介議員の追加・取消しや内容修正・取下げなど、様々な調整が非公開の環境で行われている。

この期間は、議員が紹介の可否や賛否を判断するための重要な過程であり議員が公平・冷静に判断できる環境を確保する必要があることから、条例第7条第5号の「意思決定過程」に該当する。

そのため、議題となる前に開示した場合、第三者による紹介強要や取消強要、請願者への請願取下げの圧力などが生じる可能性があり、請願の提出における自由と自発性を損ない、「平穏な提出」を求める会議規則の趣旨に反する事態を招きかねない。

また、議長には、地方自治法第104条に基づき、議会運営の公平性と中立性を確保する責務があり、議員が自由かつ冷静に意思決定を行える環境を整える必要がある。

したがって、本会議で議題とする前の段階での請願書の開示は、条例が保護する法益である適正な意思決定手続の確保に反することになる。

イ 当委員会で検討したところ、実施機関の説明のとおり、本件開示請求は本会議で議題となる前、紹介議員の確保や請願を議題とするための調整が行われている期間になされたものであり、本件不開示決定の時点では、本件行政文書を公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受け、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる。

以上のことから、本件行政文書は、条例第7条第5号に該当する。

(3) まとめ

以上により、実施機関が、本会議において議題とされる前の本件行政文書を条例第7条第5号に該当するとして、不開示とした原処分は妥当であると判断する。

(議会運営委員会の処理経過)

| 年　月　日 | 内　容 |
|---------------------|--|
| 令和7．11．10 | 諮詢（弁明書の写しを添付） |
| 7．11．26 | 審議 |
| 同　　日 (第1回理事会) | 審議 |
| 7．11．27 | 学識経験者から意見聴取 |
| 7．11．28 | 学識経験者から意見聴取 |
| 7．12．18 (第2回理事会) | 審査請求人の意見陳述を実施 実施機関職員から不開示理由等を聴取 審議 |
| 8．1．20 | 学識経験者から意見聴取 |
| 8．1．22 | 学識経験者から意見聴取 |
| 8．2．13 (第3回理事会) | 審議 |
| 同　　日 | 審議 |
| 同　　日 | 答申 |